

地方財源の充実確保に関する要請書

平成 30 年 11 月 7 日

長野県知事 阿部 守一

長野県市長会会長 小口 利幸

長野県町村会会長 藤原 忠彦

日頃、長野県及び県内市町村の健全な行財政運営に対し格別の御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。

政府は、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」において、少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現に向け、人づくり革命や生産性革命の実現と拡大等に取り組むこととしていますが、これら政策の実現のためには、我々地方が自主性、独自性を最大限に発揮し、それぞれの課題に応じた対策に取り組んでいく必要があります。

こうした中、平成 31 年度税制改正に向け、地方法人課税における偏在是正措置や自動車保有に係る税負担の軽減など、地方財政に影響の大きい内容が検討されております。

つきましては、税制改正及び地方財政対策の議論に当たりましては、本県の実情等を御賢察いただき、地方自治体が持続可能な行財政運営を行う上で十分な財源が確保されますよう、次の事項に特段の御配意をいただきますようお願い申し上げます。

I 平成 31 年度税制改正に関する事項

1 ゴルフ場利用税は、その税収の 7 割が所在市町村に交付金として交付されており、特に中山間地域の小規模町村では貴重な財源となっていること、また、市町村はゴルフ関連の行政サービスを提供しており、ゴルフ場利用者が受益に応じて負担する仕組みは合理的であることから、引き続き現行制度を堅持すること。

2 自動車取得税を廃止するに当たっては、環境性能割で確保できない減収分について地方財政対策において確実に措置するなど、地方団体に減収が生じることのないようにすること。

また、骨太の方針においては、「2019 年 10 月 1 日の消費税率引上げに際し、税率引上げ後の自動車や住宅などの購入支援について、需要変動を平準化するため、税制・予算による十分な対策を具体的に検討する。」こととされたが、都道府県の基幹税である自動車税の税率の引下げを議論する場合には、税源の乏しい地方にとって貴重な自主財源となっていることや、車体課税に係る地方税収が平成 21 年度の自動車取得税へのエコカー減税の導入等により大幅に減少してきていることなどを考慮し、地方財政に影響を及ぼすことのないよう具体的な代替税財源の確保を前提とすること。

3 償却資産に係る固定資産税については、固定資産税が市町村財政を支える安定した基幹税であることに鑑み、制度の根幹を揺るがす見直しは行うべきではなく現行制度を堅持すること。

なお、平成 30 年度税制改正において創設された償却資産に係る固定資産税の特例措置については、今回限りのものとし、その期限の到来をもって確実に終了するとともに、その期限までの期間内であっても対象の拡充は断じて行わないこと。

- 4 消費税・地方消費税 10%段階における地方法人課税の偏在
是正措置及び駆け込み需要・反動減の平準化措置については、
来年 10 月 1 日の消費税・地方消費税引上げに併せて実施す
ることとされており、これらの措置により生じる財源について
は、必要な歳出を地方財政計画に確実に計上するとともに、地
方の経済や財政の状況にも留意して、実効性のある措置等とす
ること。
- 5 森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の開始に向
け、新たな森林管理システム下における私有林を中心とした間
伐等の新たな業務に係る都道府県と市町村の役割分担、都道府
県の超過課税と国の森林環境税（仮称）の関係の整理、市町村
の事業実施体制の確保など、制度の円滑な実施に向けた取組を
進めること。
- 6 個人所得課税改革に当たっては、配偶者控除、配偶者特別控
除等の見直しによる個人住民税の減収額について、地方財政に
影響を及ぼさないよう、確実に全額国費で負担すること。
- 7 「国際観光旅客税」について、地方における観光客の受入れ
に向けた環境整備等に係る財政需要も踏まえ、税収の一定割合
を地方団体にとって自由度が高く創意工夫を活かせる交付金
等により地方に配分すること。

Ⅱ 平成 31 年度地方財政対策に関する事項

- 1 地域の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、「まち・ひと・しごと創生事業費」の継続・拡充及び安定的な財政運営に必要な一般財源総額の確保を図ること。
特に、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、地方交付税総額の確保を図ること。
- 2 財源不足の解消は、引き続き地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直しにより対応し、臨時財政対策債の廃止を図るとともに、これまで発行された臨時財政対策債の償還財源を確実に確保すること。
- 3 来年 10 月の消費税率の引上げに伴い、社会保障の充実や幼児教育・高等教育の無償化などを実施する際には、地方が担っている役割の重要性を踏まえ地方と十分協議するとともに、国の責任において必要な地方財源を確実に確保すること。